

いじめ問題対策委員会

校長・教頭
生徒指導部長・人権教育部長・学年主任・教育相談室長
(生徒指導部員・人権教育部員・養護教諭)等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

【22条】○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題対策委員会① 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会② 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会③ 人権を確かめあう日 11日	人権を確かめあう日 11日	人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会④ 人権を確かめあう日 11日
未然防止	1年人権講演会	人権HR	人権HR			
早期発見	教育相談週間 生徒生活実態アンケート調査			全学年いじめアンケート調査① 三者面談		教育相談週間 ころと生活に関するアンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ問題対策委員会⑤ 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会⑥ 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会⑦ 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会⑧ 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会⑨ 人権を確かめあう日 11日	いじめ問題対策委員会 ・まとめ ・次年度計画 人権を確かめあう日 11日
未然防止	人権HR	人権講演会	いじめ防止強化月間	人権HR		合格者説明会
早期発見			全学年いじめアンケート調査② 三者面談		全学年いじめアンケート調査③ 生徒生活実態振り返り調査	

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(生徒等・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 生徒等へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用